

申し合わせ事項

1. 学校受付・メンバーエントリーについて

イ. 下記に定める場所、時間にて必ず出場大学は学校受付とメンバーエントリーを行うこと。

ロ. 学校受付では、プログラム、その他必要品を配布する。

ハ. 受付場所：京都府丹後文化会館正面玄関

二. 受付日時：2025年11月14日(金) 開始11:30 終了12:30

ホ. メンバーエントリーには、必ず以下の提出物を持参すること。

提出物	オーダー用紙 2部(別紙様式・正選手8名、補欠選手3名を選抜)
	競技中止に関する承諾書、健康に関する申告書、誓約書兼駅伝役員申請書
	たすき 2本 ※たすきの長さ 1m60～1m80、幅6cmを基準とする。基準を満たさない場合は、大会本部の用意したものを使用する。

2. 監督代表者会議について

イ. 下記に定める場所、時間にて監督代表者会議を行う。

ロ. 会議には各出場大学の監督および代表者2名が必ず出席すること。

ハ. 受付場所：峰山地域公民館大会議室

二. 受付日時：2025年11月14日(金) 開始13:00 会議開始13:30

3. 選手変更について

イ. オーダー用紙提出後の選手変更並びに区間の変更は一切認めない。

ロ. オーダー用紙提出後、競技者に急病その他重大な故障が生じた場合は、試合当日午前6時50分～7時50分の間に所定の用紙に記入し、診断書を添えてスタート地点(宮津市民体育館)の大会本部にて申し出ること。但し、この場合競技者の区間変更は認めず、あらかじめ登録した補欠選手とその区間走者とを交代する場合のみ認める。また、急病で診断書が手に入らない場合は、後日、診断書を関西学連事務所まで送付すること。

4. 外国人留学生選手の出場に関する規定について

イ. 外国人留学生の起用人数を、チームエントリーでは2名まで、メンバーエントリーでは1名と制限する。

ロ. 外国人留学生とは留学ビザで入国資格を取得している学生とする。ただし、日本に永住あるいは定住を認められている学生は対象外であり、この規定は適用されない。

5. 選手・付添い・監督の輸送について

イ. 選手とその付添いは、各宿舎から各中継所まで、また各中継所からフィニッシュ地点の京丹後はごろも陸上競技場まで、主催者が手配する選手輸送車で輸送する。

ロ. 出場校の代表者はスタート後、スタート地点(宮津市民体育館)から第1中継所(阿蘇シーサイドパーク)、第2中継所(京丹後市役所大宮庁舎)、5区約0.3km地点、7区約5.4km地点、その後フィニッシュ地点(京丹後はごろも陸上競技場)まで、主催者が用意する運営管理車で輸送する。運営管理車には各大学の責任者が乗車すること。

6. 大会車両について

イ. 本大会で使用する車両は以下の 44 台のみとする。(警察車両を除く。)

技術総務車	1 台	時計車	1 台	広報車	1 台
後尾広報車	1 台	役員車	1 台	走路監察車	1 台
自主整理員車	3 台	監督車	2 台	学連車	3 台
用器具車	4 台	選手輸送車	10 台	学連輸送車	1 台
誘導車	1 台	撮影車	2 台	審判長車	1 台
移動監察車	5 台	列内広報車	1 台	救護車	3 台
運営管理車	2 台				

ロ. 主催者が特に認めた、関西学連・京都陸協等の競技役員・大会役員用の車両の使用を認める。

ハ. 各校が用意した車両が交通規制中の走路上の道路を走行することを禁止とする。なお、推奨駐車場等を利用し、路上駐車は行わないこと。これらを確認した場合、当該校に対し今大会を失格とし来年度の本大会の出場権を剥奪とする等の処罰を与える。

7. 開閉会式及び表彰物について

イ. 開会式は 15 時 00 分より、閉会式は競技終了後に京都府丹後文化会館にて行う。

ロ. 式典には以下の人数で出席すること。

[開会式]選手 8 名、プラカード係 1 名

[閉会式]選手 8 名

ハ. 1 位から 6 位までに入賞した大学、区間最高記録の選手及び最優秀選手には表彰物を授与する。

8. 撮影・メディアについて

イ. 各大学関係者による競技風景撮影は、競技・運営に支障の無い範囲で認める。ただし、競技運営上の配慮から、競技役員が声をかけることがあるが、その場合は必ず競技役員の指示に従うこと。

ロ. 大会の映像・写真・記事・個人記録などは、主催者及び主催者が承認した第三者が、大会運営及び宣伝等の目的で、大会プログラム・ポスター等の宣伝材料、テレビ・ラジオ・新聞・雑誌・インターネット等の媒体に掲載されることがある。

9. 学生審判・補助員について

イ. 参加校は主催者側に依頼された学生審判、補助員を派遣しなければならない。

ロ. 必ず学連から配布された腕章または帽子をつけて業務にあたること。

ハ. 昼食代は支給しない。

ニ. 雨具は各自で用意すること。

10. 紛失・盗難・破損について

イ. 荷物の管理は各自で行なうこと。紛失・盗難・破損等に関して、弊連盟は一切の責任を負わない。

ロ. 器具の紛失・破損については、その選手、補助員の所属団体から必要代金を徴収する。